平成２３年（フ）第７１４号
岡山市北区玉柏1941番地１、開始決定時の住所岡山市北区牟佐954番地４
破産者　オートガレージＩＧＡこと　伊賀　大介
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９７号
岡山県倉敷市児島味野城２丁目７番４号、旧住所岡山県倉敷市児島小川町4143番地
破産者　岩﨑　正智
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１号
香川県高松市朝日町２丁目13番12号
破産者　中山ステンレス工業株式会社
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２０５号
愛媛県松山市千舟町３丁目４番地２
破産者　有限会社タカシコンタクトレンズセンター
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２７号
鹿児島県鹿屋市古江町7452番地２、前住所鹿児島県姶良郡姶良町東餅田3115番地　レオパレス紫陽花105号
破産者　河野圭一郎
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
宮崎県日向市大字富高5059番地１
破産者　有限会社児玉工業
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２３号
石川県輪島市町野町麦生野ヌ部48番地
破産者　後　久一郎
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３８３号
名古屋市南区城下町２丁目16番地の１　ベルベットポー201号
破産者　古川　敏正
１　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
２　一般調査期日　平成25年７月２日午後２時
平成25年４月24日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７６８号
広島市西区古江西町９番16―102号
破産者　松村　　誠
１　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
２　一般調査期日　平成25年６月12日午後３時
平成25年４月25日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２４号
最後の住所京都市伏見区向島津田町194番地望月コーポ206
破産者　亡青木光夫相続財産
１　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
２　一般調査期日　平成25年７月10日午前10時50分
平成25年４月24日
京都地方裁判所第５民事部破産係

監督命令取消

平成２３年（再）第１８号
大阪府八尾市跡部本町３丁目２番18号、営業所大阪府東大阪市柏田西１―14―16
再生債務者　川村合金鋳造所こと　川村　孝義
主文　平成23年８月30日にした監督命令を取り消す。
平成25年４月23日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第３号
札幌市中央区南１条西１丁目２番地　松崎ビル
再生債務者　株式会社北信電気建設
代表者代表取締役　小松田久雄
１　決定年月日時　平成25年４月23日午前11時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月14日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年６月18日から平成25年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定

平成２４年（再）第１号
島根県邑智郡邑南町日和216番地３
再生債務者　伊達　一樹
１　決議に付する計画案　平成25年３月28日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成25年５月31日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年５月24日
平成25年４月22日　松江地方裁判所浜田支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第２号
金沢市片町１丁目１番30号
再生債務者　ツインフィールズ株式会社
１　決議に付する計画案　平成25年２月15日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　再生債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年６月13日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年６月４日まで
５　議決権不統一行使の通知の期限　平成25年５月28日
平成25年４月23日　金沢地方裁判所

平成２４年（再）第１６号
大阪府堺市西区草部1263番１
再生債務者　ベルキン株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成25年４月19日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成25年６月25日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年６月11日
平成25年４月23日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１０号
千葉県印西市滝野４丁目１番９号棟703
再生債務者　白石　広海
１　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月14日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月28日から平成25年６月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第５号
千葉県銚子市春日町3423　ラメール春日壱番館107、住民票上の住所岡山県岡山市中区下440番地７Ｋ’ｓＢ東岡山Ｉ号棟３
再生債務者　飯田　広三
１　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月14日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月28日から平成25年６月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係